

岩手県告示第334号

都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第38条第1項の規定により、開発登録簿閲覧所を次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に掲げる場所に設け、平成28年4月1日から施行し、開発登録簿閲覧所の場所（昭和45年岩手県告示第1477号）は、同年3月31日限り、廃止する。

平成28年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

開発区域が滝沢市及び紫波郡矢巾町の市街化調整区域内並びに大船渡市、久慈市、陸前高田市、二戸市、気仙郡、上閉伊郡、下閉伊郡、九戸郡及び二戸郡の区域内に所在する場合（開発区域が大船渡市、久慈市、陸前高田市、上閉伊郡並びに下閉伊郡のうち山田町、岩泉町及び普代村の区域内に所在する場合にあつては、当該市町村が行った開発行為に係るものを除く。）	盛岡市内丸10番1号 岩手県県土整備部都市計画課
開発区域が八幡平市、滝沢市、岩手郡及び紫波郡の区域内に所在する場合（滝沢市及び紫波郡のうち矢巾町の区域内にあつては、開発区域が市街化調整区域内に所在する場合を除く。）	盛岡市内丸11番1号 盛岡広域振興局土木部
開発区域が北上市、遠野市、和賀郡、胆沢郡及び西磐井郡の区域内に所在する場合	奥州市水沢区大手町一丁目2番地 県南広域振興局土木部